

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成27年8月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ここスタ

- 3 代表者の氏名
鈴木 久子

- 4 主たる事務所の所在地
岩船郡関川村大字下関477番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、支援が必要な子どもや若者及びその家族に対して、子育て相談、子育て・不登校・ひきこもりに関わる親の会の運営、不登校やひきこもり家庭へのアウトリーチ支援並びに研修会の開催などの啓発活動に関する事業を行い、地域社会の未来を担う子どもや若者の健全な成長に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動